

# 市 会 議 案

平成30年9月定例会（平成30年9月14日提出）

名 古 屋 市



## 目 次

|              |   |     |
|--------------|---|-----|
| 平成30年第104号議案 | 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正について……………     | 1頁  |
| 平成30年第105号議案 | 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正について…………… | 7頁  |
| 平成30年第106号議案 | 名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について               | 13頁 |
| 平成30年第107号議案 | 名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例の制定について……………   | 15頁 |
| 平成30年第108号議案 | 名古屋市屋外広告物条例の一部改正について……………               | 19頁 |
| 平成30年第109号議案 | 名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……………             | 23頁 |
| 平成30年第113号議案 | 損害賠償の額の決定について……………                      | 31頁 |
| 平成30年第114号議案 | 損害賠償の額の決定について……………                      | 33頁 |
| 平成30年第115号議案 | 損害賠償の額の決定について……………                      | 35頁 |
| 平成30年第116号議案 | 指定管理者の指定について……………                       | 37頁 |
| 平成30年第117号議案 | 指定管理者の指定について……………                       | 39頁 |
| 平成30年第118号議案 | 指定管理者の指定について……………                       | 41頁 |
| 平成30年第119号議案 | 指定管理者の指定について……………                       | 43頁 |
| 平成30年第120号議案 | 指定管理者の指定について……………                       | 45頁 |
| 平成30年第121号議案 | 名古屋港内の公有水面埋立てについて……………                  | 47頁 |
| 平成30年第122号議案 | 名古屋港内の公有水面埋立てについて……………                  | 51頁 |
| 平成30年第123号議案 | 市道路線の認定及び廃止について……………                    | 55頁 |



平成30年第 104 号議案

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正について

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する  
条例

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号の 2中「及び同条第13項に規定する就労移行支援」を「、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労定着支援及び同条第16項に規定する自立生活援助」に改める。

第 5条第 1項第 1号の 2中「及び就労移行支援を」を「、就労移行支援、就労定着支援及び自立生活援助（以下「自立訓練等」という。）を」に、「自立訓練及び就労移行支援の」を「自立訓練等の」に改め、同条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項ただし書中「、第 1号の 2イ」を「第 1号の 2イ」に改め、同項第 1号の 2中「自立訓練及び就労移行支援」を「自立訓練等」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおいて就労定着支援等を実施する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例 (抜すい)

(事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次  
次の各号に掲げる事業を  
行う。

(1) (略)

(1) の 2 法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援、同条第 12 項に規定する  
自立訓練、及び同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する  
就労定着支援及び同条第 16 項に規定する自立生活援助 (以下「施設入所支  
援等」という。) の実施

(2) }  
{ (略)  
(9)

2 (略)

(使用料等)

第 5 条 センターを利用する者は、次に掲げる額の使用料及び手数料 (以下「  
使用料等」という。) を納めなければならない。ただし、リハビリテーショ  
ンセンターにおいて施設入所支援を受ける者は、第 1 号の 2 に掲げる額の  
使用料等を納めることを要しない。

(1) (略)

(1) の 2 リハビリテーションセンターにおいて自立訓練、及び就労移行支援、  
就労定着支援及び自立生活援助 (以下「自立訓練等」という。) を受ける

者（身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置に基づく自立訓練<sup>等</sup>及び

び就労移行支援の提供を受ける者を除く。）

ア } (略)  
イ }

(2) } (略)  
3 }  
(4) }

2 前項第1号から第3号まで（第2号ア(イ)及びイを除く。）の規定にかかわらず、法、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法その他の法令等により施設入所支援等、診療及び訪問リハビリテーション等を受ける者は、次の各号に掲げる額の使用料等を納めなければならない。ただし、法第34条第1項に規定する特定障害者は第1号イに掲げる額の使用料等を、施設入所支援を受ける者は、第1号の2イに掲げる額の使用料等を納めることを要しない。

(1) (略)

(1) の 2 自立訓練<sup>等</sup>及び就労移行支援を受ける者

ア } (略)  
イ }

(2) (略)

3 } (略)  
4 }  
5 }



(参考 2)

## 参 照 条 文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（  
平成17年法律第 123号）抜すい 新旧対照 <sup>（改正後）</sup><sub>（改正前）</sub>

第 5 条 （略）

2 }  
5 } (略)  
14 }

15 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

$\left. \begin{array}{l} \frac{17}{15} \\ \text{ } \\ \frac{28}{26} \end{array} \right\} \text{(略)}$

平成30年第 105 号議案

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正について

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表緑区役所徳重支所の項所管区域の欄中「諸の木一丁目」の次に「、諸の木二丁目」を加える。

附 則

この条例は、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
(現 行)

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例 (抜すい)

北区役所、西区役所、中川区役所、港区役所、守山区役所及び緑区役所に支所を設け、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名 称      | 位 置             | 所 管 区 域  |
|----------|-----------------|--|
| (略)      |                 |  |
| 緑区役所徳重支所 | 緑区元徳重一丁目 401 番地 | 鳴海町字池上 (80番の17から80番の22まで、93番の3、94番の1、95番、95番の2から95番の4まで、96番の2、96番の4、96番の5、97番の1、97番の2、97番の6、97番の8から97番の10まで、98番の6、102番の1から102番の5まで、102番の10から102番の15まで、102番の19及び102番の20に限る。)、字上ノ山 (3番の1、3番の2、4番の1、4番の2、5番の1から5番の3まで、6番の1から6番の3まで、7番の1から7番の7まで、8番の1、8番の3から8番の5まで、8番の7から8番の23まで、9番の3、10番の1及び11番の1に限る。)、字大清水、字鏡田、字杜若 (1番の1、2番から4番まで、32番の1、32番の3、32番の4、32番の9、32番の10、33番の1、33番の2、34番の4、96番の1、139番、140番の1、140番の5及び146番の一部に限る。)、字神沢、 |

字神ノ倉、字黒石、字古鳴海（14番の1から14番の3までを除く。）、字小森（62番の3及び62番の5に限る。）、字笹塚、字鶴ヶ沢、字伝治山、字藤川、字藤塚、字螺貝、字水広下、字諸ノ木、字横吹及び字嫁ヶ茶屋（20番の1、20番の3、20番の4、21番、22番、24番から26番まで、27番の1、27番の2、28番の1、28番の2、29番の2、30番の3、32番の7、32番の8、32番の10、32番の12、32番の13、33番の1、33番の2、33番の4、34番の2、34番の3、35番の1、36番の3、36番の4、37番の1、37番の3、37番の6から37番の10まで、99番の1、99番の4、100番の1、102番の1、204番から207番まで、209番及び210番に限る。）、相川一丁目、相川二丁目、相川三丁目、赤松、旭出三丁目（6番の1、7番、301番から309番まで、310番の1から310番の9まで、311番から314番まで、315番の1から315番の3まで、316番の1、316番の2、317番の1、317番の2、318番の1、318番の2、319番の1、319番の2、320番、321番の1、321番の3、321番の7、322番、322番の1、323番、324番の1、324番の2、325番、325番の1、326番の1から326番の3まで、327番の1から327番の3まで、328番、328番の1、329番、329番の1、330番、330

番の1及び331番から334番までに限る。) 、池上台一丁目、池上台二丁目、梅里一丁目、梅里二丁目、大形山(301番の1から301番の11まで、303番から309番まで、309番の1及び310番から319番までに限る。) 、大清水一丁目、大清水二丁目、大清水三丁目、大清水四丁目、大清水五丁目、大清水西、鏡田、籠山一丁目、籠山二丁目、籠山三丁目、鎌倉台一丁目、鎌倉台二丁目、上旭一丁目、上旭二丁目、神沢一丁目、神沢二丁目、神沢三丁目、神の倉一丁目、神の倉二丁目、神の倉三丁目、神の倉四丁目、亀が洞一丁目、亀が洞二丁目、亀が洞三丁目、黒沢台一丁目、黒沢台二丁目、黒沢台三丁目、黒沢台四丁目、黒沢台五丁目、鴻仏目一丁目、鴻仏目二丁目、小坂一丁目、小坂二丁目、古鳴海一丁目、古鳴海二丁目、鹿山一丁目(61番から64番まで、65番の1から65番の3まで、66番、67番、106番の1、106番の2及び108番に限る。) 、篠の風一丁目、篠の風二丁目、篠の風三丁目、白土、砂田一丁目、砂田二丁目、高根台、滝ノ水一丁目、滝ノ水二丁目、滝ノ水三丁目、滝ノ水四丁目、滝ノ水五丁目、鶴が沢一丁目、鶴が沢二丁目、鶴が沢三丁目、徳重一丁目、徳重二丁目、徳重三丁目、徳重四丁目、徳重五丁目、長根町、鳴丘一丁目、鳴丘二丁目、鳴丘三丁目、鳴子町、西神の倉

一丁目、西神の倉二丁目、乗鞍一丁目、  
乗鞍二丁目、乗鞍三丁目、東神の倉一丁  
目、東神の倉二丁目、東神の倉三丁目、  
久方二丁目、久方三丁目、兵庫一丁目、  
兵庫二丁目、平手北一丁目、平手北二丁  
目、平手南一丁目、平手南二丁目、藤塚  
一丁目、藤塚二丁目、藤塚三丁目、細口  
一丁目、細口二丁目、細口三丁目、ほら  
貝一丁目、ほら貝二丁目、ほら貝三丁目、  
万場山一丁目、桃山一丁目、桃山二丁目、  
桃山三丁目、桃山四丁目、諸の木一丁目、  
諸の木二丁目、諸の木三丁目、八つ松一  
丁目、八つ松二丁目、横吹町、大清水東、  
水広一丁目、水広二丁目、水広三丁目、  
熊の前一丁目、熊の前二丁目、元徳重一  
丁目並びに元徳重二丁目の区域





平成30年第 106 号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                   |                      |   |
|-------------------|----------------------|---|
| 名古屋市稲葉地コミュニティセンター | 名古屋市中村区稲葉地町 1 丁目47番地 | を |
| 名古屋市稲葉地コミュニティセンター | 名古屋市中村区稲葉地町 1 丁目47番地 |   |
| 名古屋市岩塚コミュニティセンター  | 名古屋市中村区岩塚町 3 丁目192番地 | に |

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、中村区にコミュニティセンターを設置する必要があるによる。

平成30年第 107 号議案

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例の制定に  
ついて

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、本市が設置する下水汚泥焼却施設の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干

人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を管理者が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は管理者が特に必要と認める者の中から、調査審議事項を明示して管理者が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。

(理 由)

この案を提出したのは、下水汚泥焼却施設の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会を設置する必要があるによる。



平成30年第 108 号議案

名古屋市屋外広告物条例の一部改正について

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 1 項の規格のほかに、規則で規格を設けることができる。

(1) 名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号。以下「景観条例」という。）第11条の 4 第 1 項に規定する都市景観形成地区内に表示又は設置するもの

(2) 景観法（平成16年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内に表示又は設置するもの

第 3 条の 2 第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、「景観法（平成16年法律

第110号)第8条第1項に規定する」を削る。

第32条の2の見出し中「都市景観形成地区」を「都市景観形成地区等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定は、景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて区域の指定をする場合に準用する。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出したのは、屋外広告物等の規格に関して必要な事項を定める必要があるによる。



(参 考)

新 旧 対 照 ( 改正案 / 現 行 )

名古屋市屋外広告物条例 (抜すい)

(規格の設定)

第3条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第1項の規格のほかに、規則  
名古屋市都市景観条例 (昭和59年名古屋市条例第17号。以下「景観条例」  
で規格を設けることができる。

という。) 第11条の4第1項に規定する都市景観形成地区内における広告物  
又は掲出物件については、第1項の規格のほかに、規則で規格を設けること  
ができる。

(1) 名古屋市都市景観条例 (昭和59年名古屋市条例第17号。以下「景観条例」

という。) 第11条の4第1項に規定する都市景観形成地区内に表示又は設  
置するもの

(2) 景観法 (平成16年法律第110号) 第8条第1項に規定する景観計画 (以

下「景観計画」という。) において、眺望景観の保全を図るため、市長が  
特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内に表示又は設置する  
もの

4 (略)

(誘導基準の設定)

第3条の2 次  
次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、景観法 (平成

16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画にその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について良好な景観の形成を誘導するための基準(以下「誘導基準」という。)を設けることができる。

(1) } (略)  
(2) }

2 (略)

(都市景観形成地区<sup>等</sup>の指定に係る経過措置)

第32条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が

特に規格を設ける必要があると認めて区域の指定をする場合に準用する。

平成30年第109号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同条第10号の2とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査  
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 27,000円

第17条第34号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(34)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請  
に対する審査

1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料  
160,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、手数料を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 ( 改正案 / 現 行 )

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }  
5 } (略)  
(9) }

(10) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 27,000円

(10)の2 法第43条 第2項第2号 / 第1項ただし書 の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査

建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 33,000円

(11) }  
5 } (略)  
(33) }

(34) 法第85条第5項の規定に基づく 仮設興行場等 / 仮設建築物 の建築の許可の申請に対する審査

仮設興行場等 / 仮設建築物 建築許可申請手数料 120,000円

(34)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請

に対する審査

1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数

料

160,000円

(35) }  
 ) } (略)  
(58) }

(参考 2)

## 参 照 条 文

建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい 新旧対照 <sup>（改正後）</sup><sub>（改正前）</sub>

（敷地等と道路との関係）

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、

以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の

周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合す

る建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと

認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

(1) }  
(2) } (略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用し  
地方公共団体は、特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める  
ない。

窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内

に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第4節、第

7節及び別表第3において同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の

敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長

さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途

又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的

を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。

(1) その敷地が幅員 4 メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難

及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限

る。）に 2 メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものと

してその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、

特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

(2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定め

る基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛

生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

3 (略)

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第85条 (略)

2 }  
3 } (略)  
4 }

5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第 101 条第 1 項第 10 号において「仮設興行場等」という。）

について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1 年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従



前の建築物に<sup>代えて</sup><sub>替えて</sub>必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条及び第35条の3の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。



平成30年第 113 号議案

損害賠償の額の決定について

平成28年 7月26日、名古屋市千種区若水一丁目 2番23号所在の名古屋市立東部医療センターにおいて、名古屋市千種区茶屋が坂一丁目 7番30号の小川義昭（事故当時74年）が障害を負い、その後死亡した事件に関し、当該被害者の妻小川サキ子及び子小川徹に対する損害賠償の額を金15,000,000円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立東部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成28年 7月26日、小川義昭は、名古屋市立東部医療センター循環器内科において、経皮的冠動脈形成術を受け、術後容態が急変した際に、採るべき処置に時間を要し、低酸素脳症を発症したため、脳障害を負ったものである。その後、当該被害者は、敗血症により、平成29年 7月15日死亡した。

この事故について、被害者の遺族から本市に対して損害賠償の請求があり、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

| 項 目   | 金 額         |
|-------|-------------|
| 慰 謝 料 | 15,000,000円 |



平成30年第 114 号議案

損害賠償の額の決定について

平成28年 2月10日、名古屋市千種区若水一丁目 2番23号所在の名古屋市立東部医療センターにおいて、愛知県北名古屋市鹿田2568番地 1の赤星泰夫（事故当時78年）が障害を負った事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金 2,500,000円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立東部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成28年 2月10日、赤星泰夫は、名古屋市立東部医療センター心臓血管外科において、冠動脈大動脈バイパス移植術を受けたところ、右上肢が血圧計のカフにより長時間圧迫されたため、右上肢に障害を負ったものである。

この事故について、被害者から本市に対して損害賠償の請求があり、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

| 項 目   | 金 額        |
|-------|------------|
| 慰 謝 料 | 2,500,000円 |



平成30年第 115 号議案

損害賠償の額の決定について

平成29年 6月 6日、名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1所在の名古屋市立西部医療センターにおいて、名古屋市北区水草町 2丁目60番地の 2の田中いと子（事故当時70年）が死亡した事件に関し、当該被害者の子田中修一に対する損害賠償の額を金33,734,510円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立西部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成28年 8月30日から平成29年 4月 3日までの間、田中いと子は、名古屋市立西部医療センター血液・腫瘍内科において、悪性リンパ腫の化学療法及びその経過観察を受けた際に、誤って抗ウイルス薬を投与されなかったため、B型肝炎を発症し、同傷病を原因とする肝不全により、同年 6月 6日死亡したものである。

この事故について、平成29年 9月15日名古屋簡易裁判所に対し本市を相手方として、損害賠償請求の調停の申立てがなされ、同裁判所の指示により、このたび示談が成立する見込みとなったものである。





平成30年第 116 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称   | 指定の相手方   |
|---------|--|
| 名古屋市清風荘 | 名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 3番地<br>社会福祉法人なごや福祉施設協会<br>理事長 各 務 憲 一 |
| 名古屋市安田荘 | 名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20<br>社会福祉法人愛生福社会<br>理事長 増 井 勇 夫   |

2 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



平成30年第 117 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称   | 指定の相手方  |
|---------|---|
| 名古屋市植田寮 | 名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号<br>社会福祉法人芳龍福祉会<br>理事長 坂 本 巧 |

2 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



平成30年第 118 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称     | 指定の相手方                                   |
|-----------|--|
| 名古屋市立第二斎場 | 福岡市博多区東公園 6番21号<br>太陽・近鉄グループ<br>代表者 江口正司 |

2 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



平成30年第 119 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称              | 指定の相手方                                    |
|--------------------|---|
| 名古屋市志段味古墳群<br>歴史の里 | 名古屋市中区栄二丁目2番5号<br>しだみの里守グループ<br>代表者 竹 尾 聡 |

2 指定の期間 平成31年 4 月 1日から平成36年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。





平成30年第 120 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称            | 指定の相手方  |
|------------------|---|
| 名古屋市川中コミュニティセンター | 名古屋市北区福德町 5 丁目11番地<br>川中学区連絡協議会<br>会長 神 野 英 之 |

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



平成30年第 121 号議案

名古屋港内の公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、名古屋港港湾管理者から意見を求められた下記の公有水面埋立てについては、異議なき旨の意見を提出するものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 埋立区域の位置 名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番及び2番1に接する工  
作物の地先の公有水面
- 2 埋立区域の面積 157,281.58平方メートル

（理 由）

この案を提出したのは、公有水面埋立てに対する意見を名古屋港港湾管理者に提出する必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

1 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(第2項及び第3項 略)

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

2 港湾法 (昭和25年法律第218号) 抜すい

(他の法令との関係)

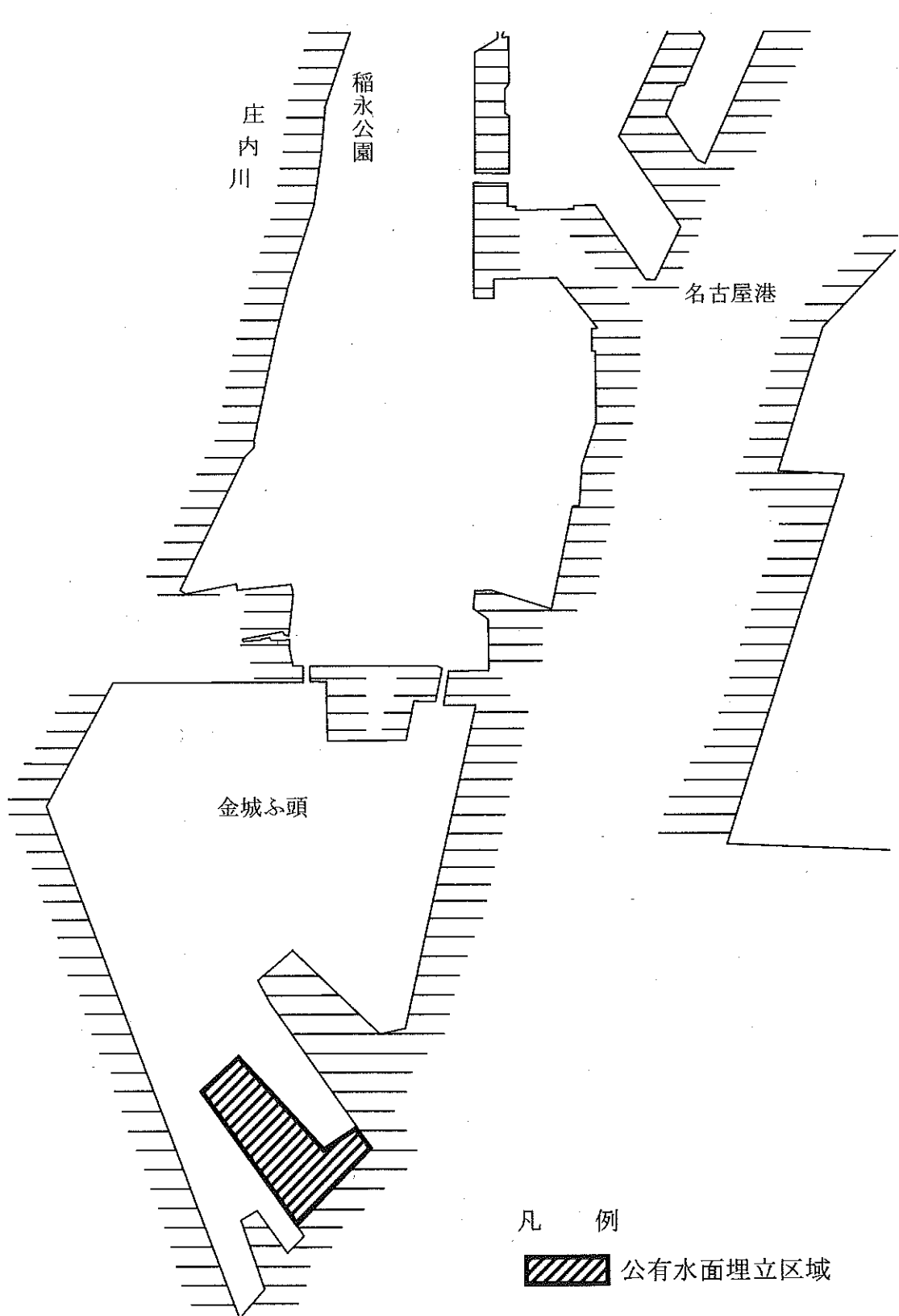
第58条 (略)

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事 (地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。) の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者 (河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者) が行う。

3 } (略)  
4 }

(参考 2)

### 付 近 略 図





平成30年第 122 号議案

名古屋港内の公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、名古屋港港湾管理者から意見を求められた下記の公有水面埋立てについては、異議なき旨の意見を提出するものとする。

平成30年9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 埋立区域の位置 名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番及び2番1に接する工  
作物の地先の公有水面
- 2 埋立区域の面積 5,525.70平方メートル

（理 由）

この案を提出したのは、公有水面埋立てに対する意見を名古屋港港湾管理者に提出する必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項 略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第42条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

（第2項 略）

第2条第2項及第3項、第3条乃至第11条、第13条ノ2（埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更ニ係ル部分ニ限ル）乃至第15条、第31条、第37条並第44条ノ規定ハ第1項ノ埋立ニ関シ之ヲ準用ス但シ第13条ノ2ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ第14条ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ニ通知スヘシ

2 港湾法（昭和25年法律第218号）抜すい

（他の法令との関係）

第58条 （略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において

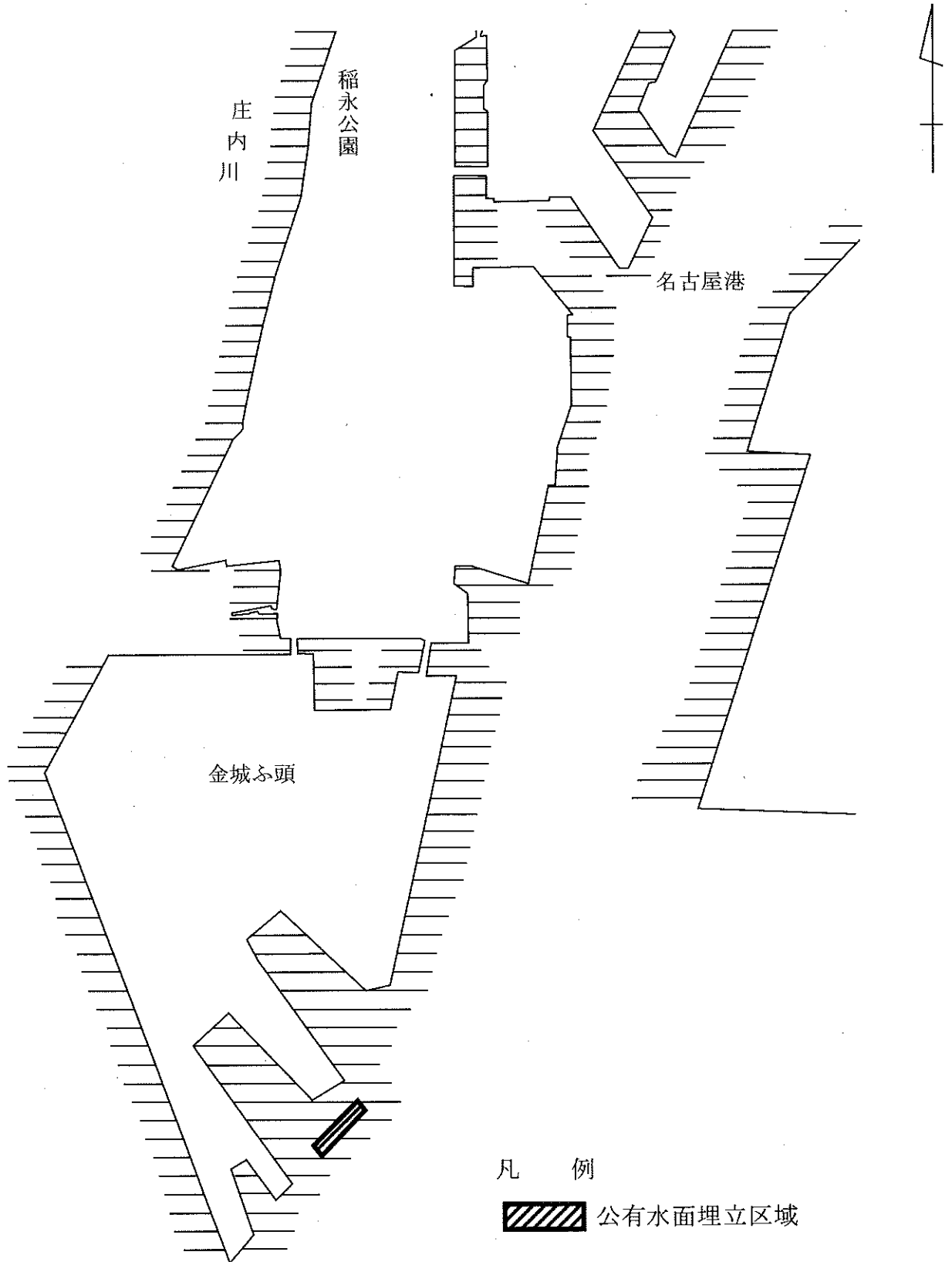


同じ。)の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 } (略)  
4 }

(参考 2)

### 付 近 略 図



平成30年第 123 号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

平成30年 9 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

認定する路線

| 整理<br>番号 | 路 線 名       | 起 点                      | 摘要        |
|----------|-------------|--------------------------|-----------|
|          |             | 終 点                      |           |
| 1        | 幸心南第 1 号線   | 名古屋市守山区幸心一丁目1101番地<br>先  | 第 1<br>附図 |
|          |             | 名古屋市守山区幸心一丁目9 1 9番地<br>先 |           |
| 2        | 幸心南第 2 号線   | 名古屋市守山区幸心一丁目9 1 3番地<br>先 | "         |
|          |             | 名古屋市守山区幸心一丁目9 1 8番地<br>先 |           |
| 3        | 幸心南第 3 号線   | 名古屋市守山区幸心一丁目9 1 0番地<br>先 | "         |
|          |             | 名古屋市守山区幸心一丁目9 1 8番地<br>先 |           |
| 4        | 幸心一丁目第 1 号線 | 名古屋市守山区幸心一丁目2 0 1番地<br>先 | "         |
|          |             | 名古屋市守山区幸心一丁目2 6 5番地<br>先 |           |

|   |            |                        |          |
|---|------------|------------------------|----------|
| 1 | 土原第3号線     | 名古屋市天白区土原一丁目134番地先     | 第2<br>附図 |
|   |            | 名古屋市天白区土原一丁目209番地先     |          |
| 2 | 土原第4号線     | 名古屋市天白区土原一丁目131番地先     | "        |
|   |            | 名古屋市天白区土原一丁目194番地先     |          |
| 3 | 土原第5号線     | 名古屋市天白区土原一丁目154番の2地先   | "        |
|   |            | 名古屋市天白区土原一丁目194番地先     |          |
| 4 | 土原第6号線     | 名古屋市天白区土原一丁目211番地先     | "        |
|   |            | 名古屋市天白区土原一丁目226番地先     |          |
| 5 | 土原第7号線     | 名古屋市天白区土原一丁目220番地先     | "        |
|   |            | 名古屋市天白区土原一丁目214番地先     |          |
| 6 | 土原第8号線     | 名古屋市天白区土原一丁目221番地先     | "        |
|   |            | 名古屋市天白区土原一丁目221番地先     |          |
| 1 | 黒沢台三丁目第2号線 | 名古屋市緑区黒沢台三丁目1503番の8地先  | 第3<br>附図 |
|   |            | 名古屋市緑区黒沢台三丁目1503番の26地先 |          |

|   |         |                    |          |
|---|---------|--------------------|----------|
| 1 | 鏡田第1号線  | 名古屋市緑区鏡田412番の7地先   | 第4<br>附図 |
|   |         | 名古屋市緑区鏡田412番の3地先   |          |
| 1 | 畑田町第2号線 | 名古屋市中川区畑田町4丁目57番地先 | 第5<br>附図 |
|   |         | 名古屋市中川区畑田町3丁目7番地先  |          |

一部廃止する路線

| 整理<br>符号 | 路線名       | 起 点                  | 摘要        |
|----------|-----------|----------------------|-----------|
|          |           | 終 点                  |           |
| ア        | 幸心長池1号線   | 名古屋市守山区幸心一丁目201番地先   | 第6<br>附図  |
|          |           | 名古屋市守山区幸心一丁目919番地先   |           |
| ア        | 広路第62号    | 名古屋市昭和区花見通1丁目65番の3地先 | 第8<br>附図  |
|          |           | 名古屋市昭和区広路通8丁目2番地先    |           |
| ア        | 鳥下第90号線   | 名古屋市中村区烏森町8丁目115番地先  | 第9<br>附図  |
|          |           | 名古屋市中村区烏森町8丁目111番地先  |           |
| ア        | 畑田町東西第1号線 | 名古屋市中川区中島新町四丁目201番地先 | 第10<br>附図 |
|          |           | 名古屋市中川区畑田町3丁目7番地先    |           |

|   |           |                  |           |
|---|-----------|------------------|-----------|
| ア | 潮見町線支線第2号 | 名古屋市港区潮見町11番の1地先 | 第11<br>附図 |
|   |           | 名古屋市港区潮見町11番の1地先 |           |

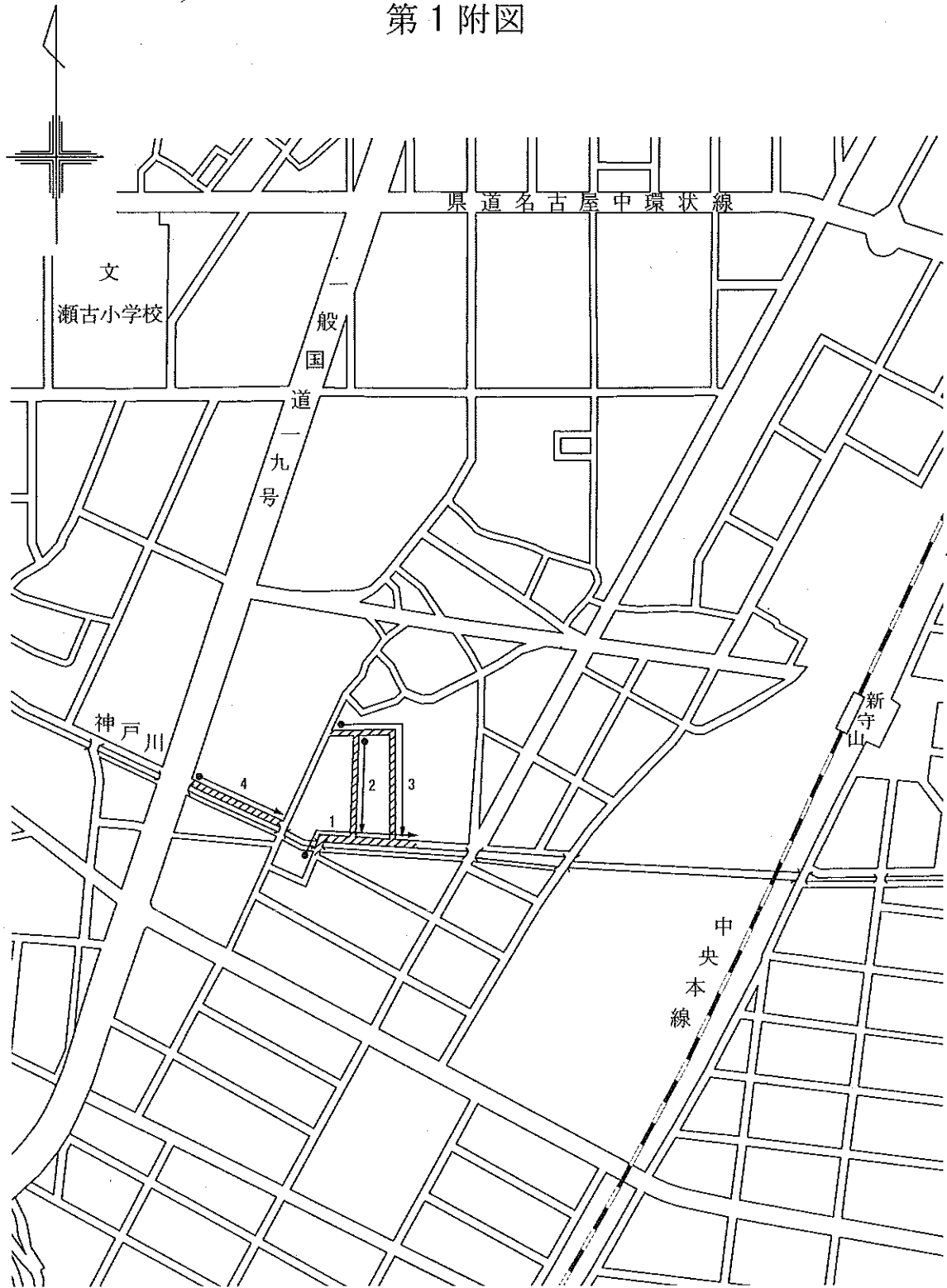
廃止する路線

| 整理<br>番号 | 路線名       | 起 点                  | 摘要        |
|----------|-----------|----------------------|-----------|
|          |           | 終 点                  |           |
| 1        | 島田14号線    | 名古屋市天白区土原一丁目301番地先   | 第7<br>附図  |
|          |           | 名古屋市天白区土原一丁目311番の1地先 |           |
| 1        | 瀬古屋敷第17号線 | 名古屋市守山区瀬古東三丁目970番地先  | 第12<br>附図 |
|          |           | 名古屋市守山区瀬古東三丁目970番地先  |           |

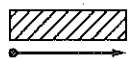
(理由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附図



凡例




市道に認定する路線

# 第2附図

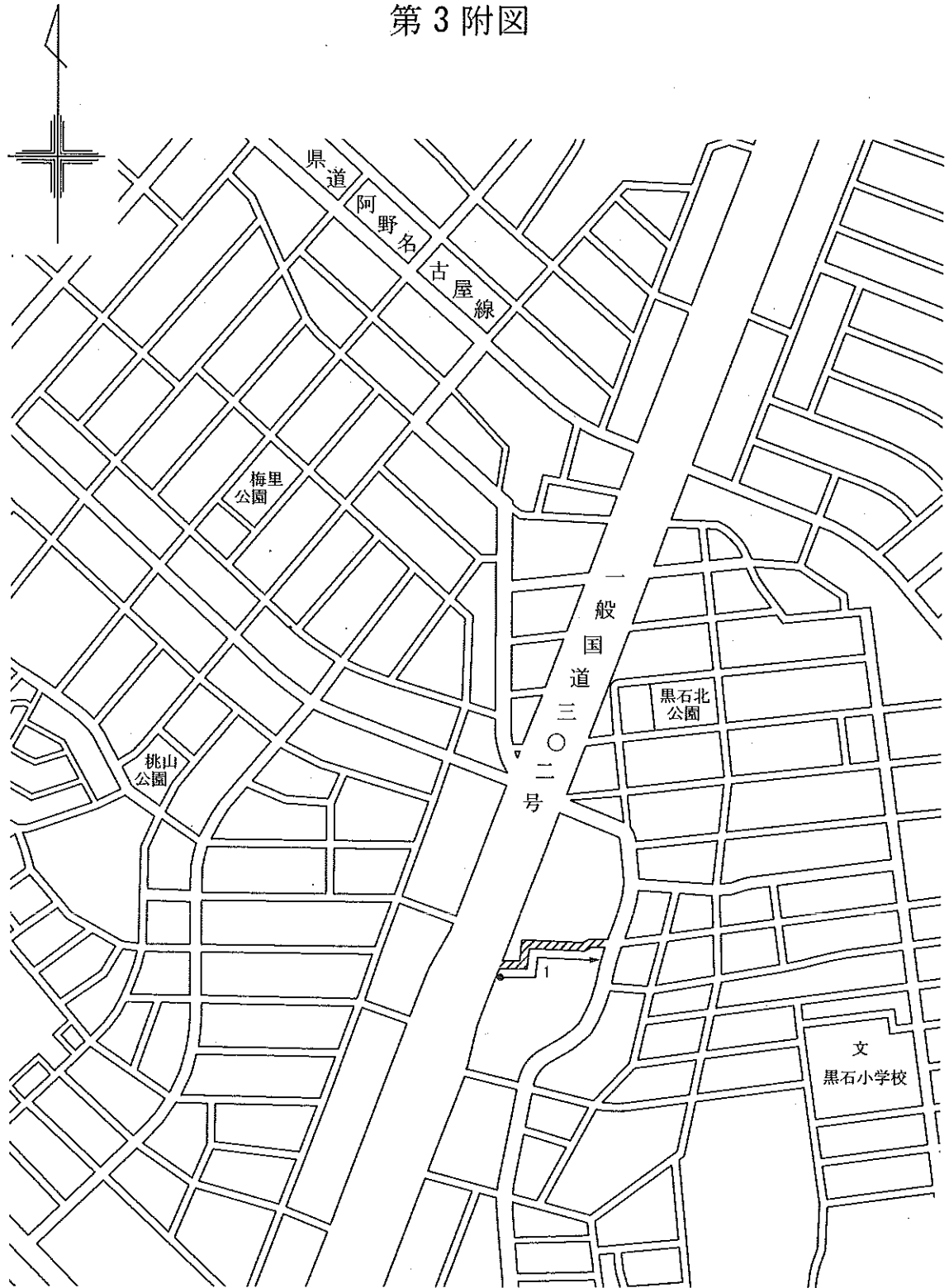


## 凡例

 市道に認定する路線



# 第3附図



## 凡例

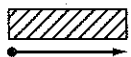


市道に認定する路線

# 第 4 附図

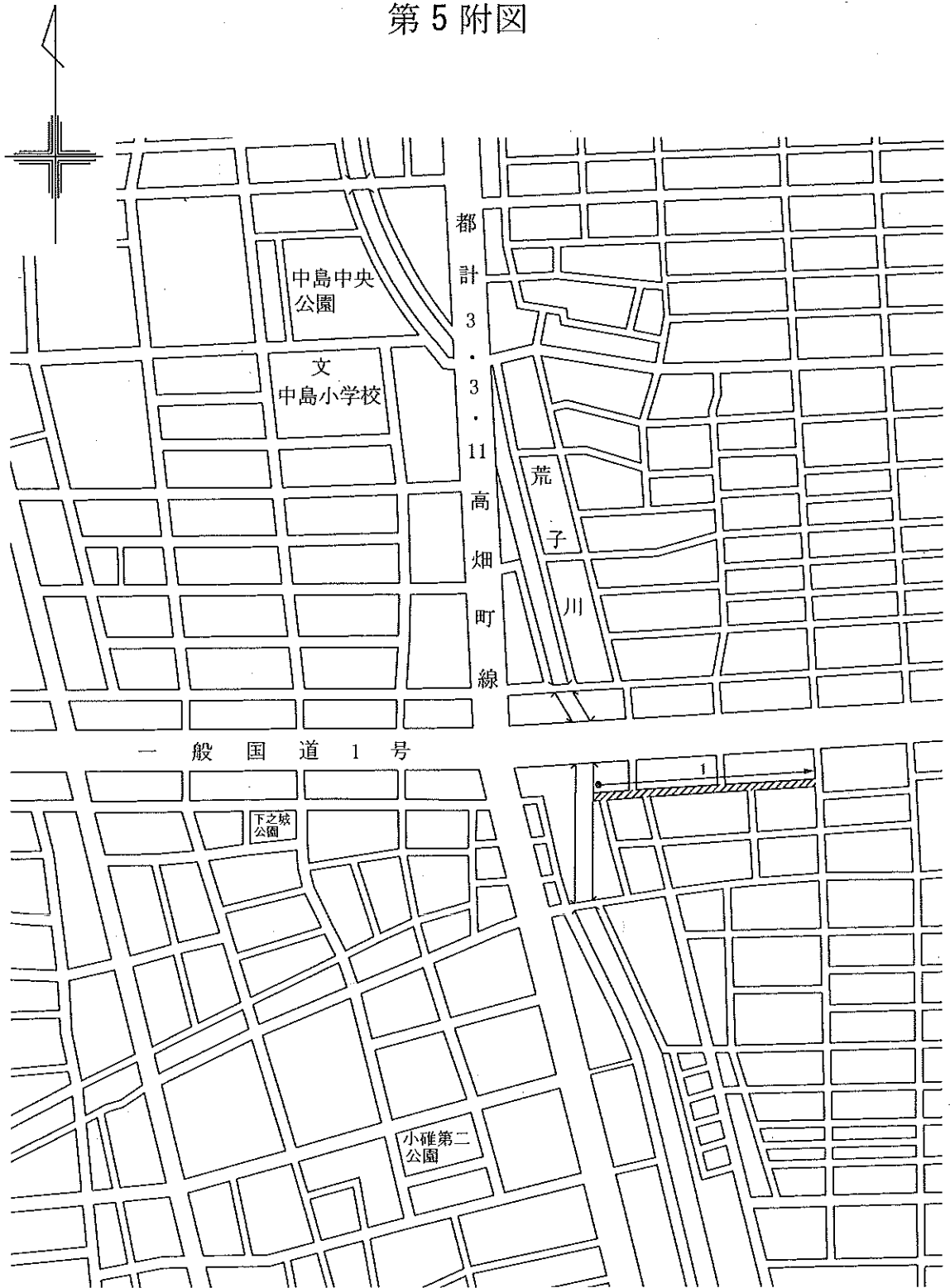


## 凡 例

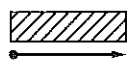


市道に認定する路線

# 第 5 附図

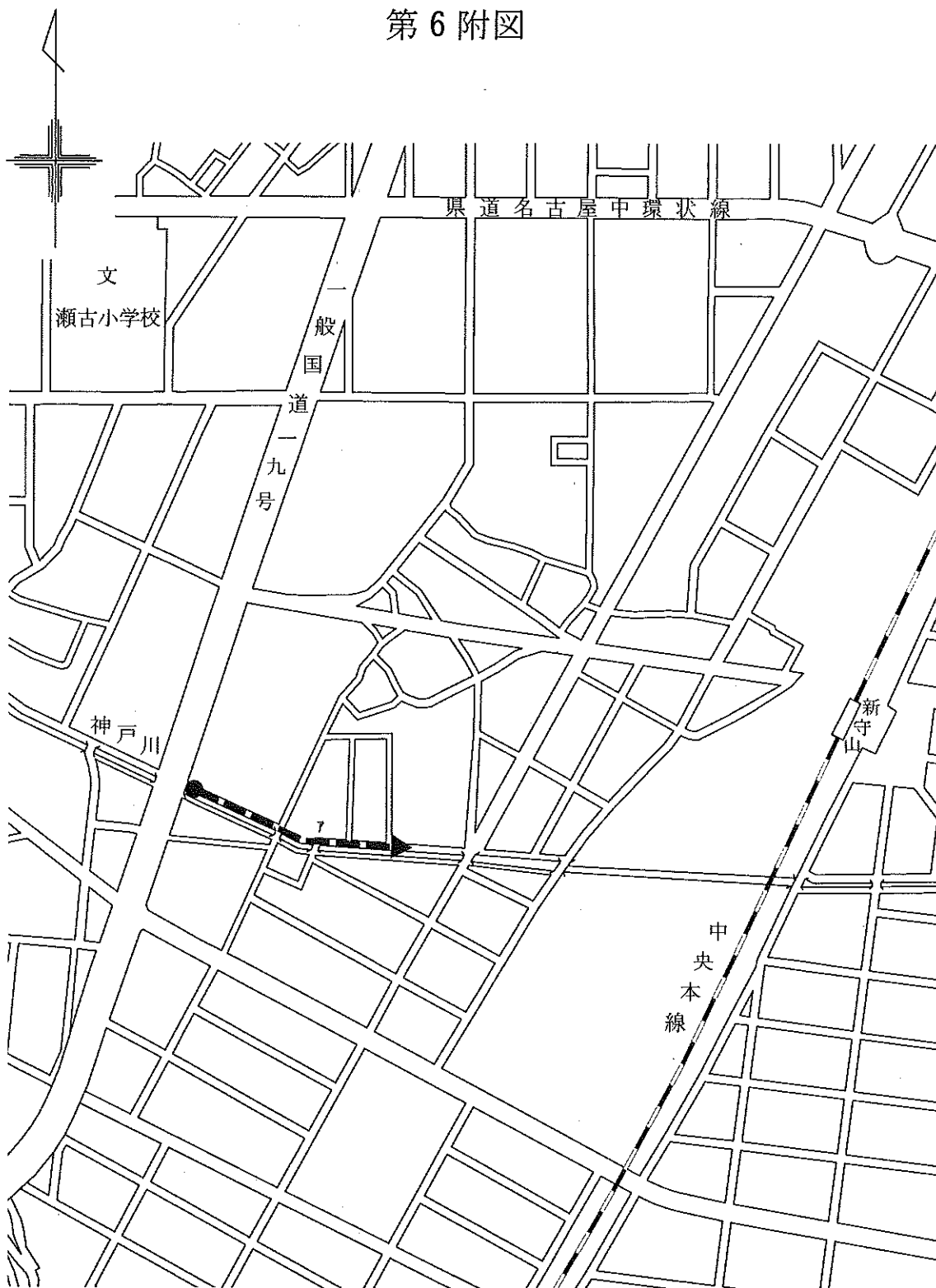


## 凡 例



市道に認定する路線

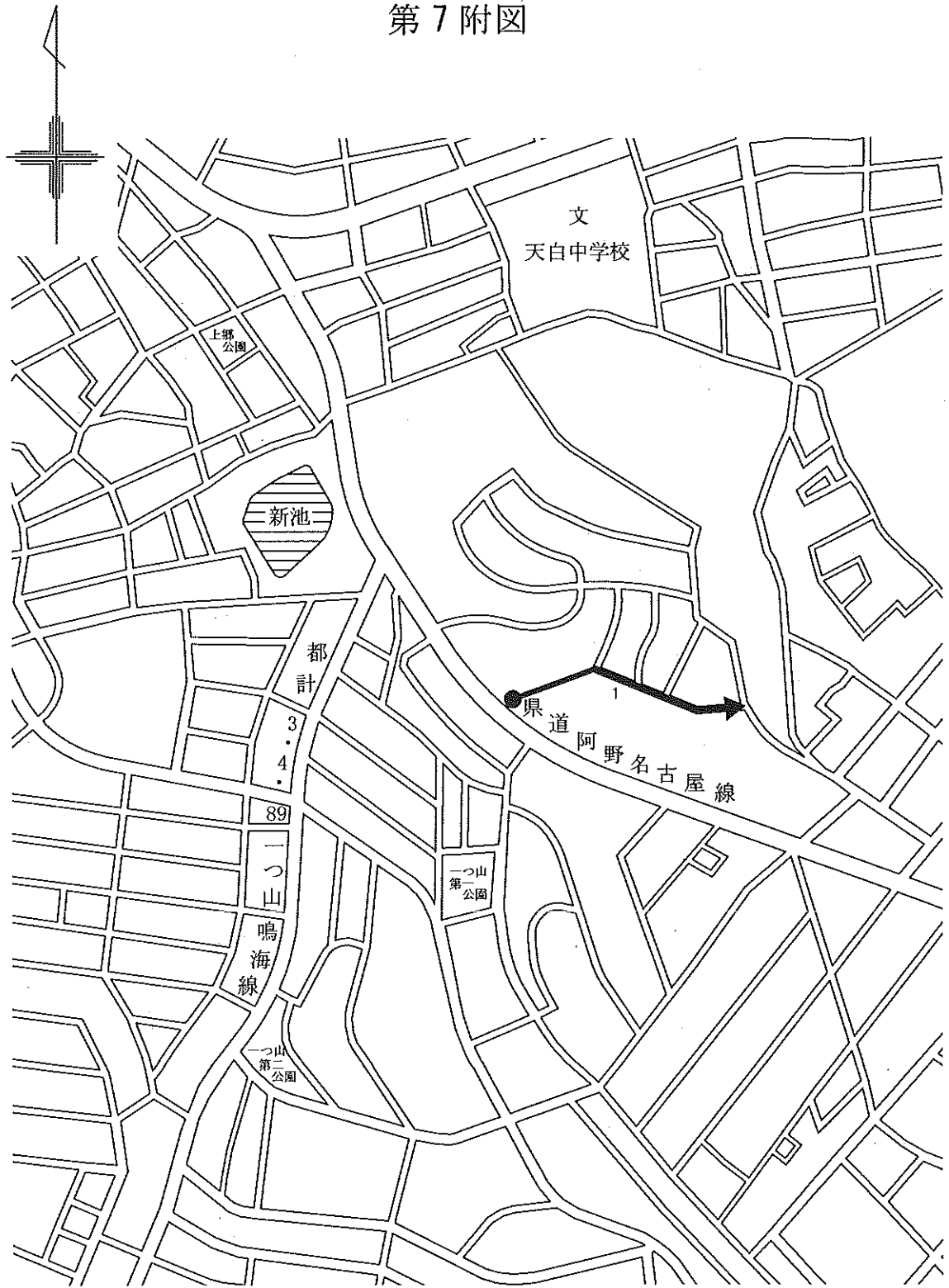
第6附図



凡例

●---→ 一部廃止する路線

第7附図



凡例

●→ 廃止する路線

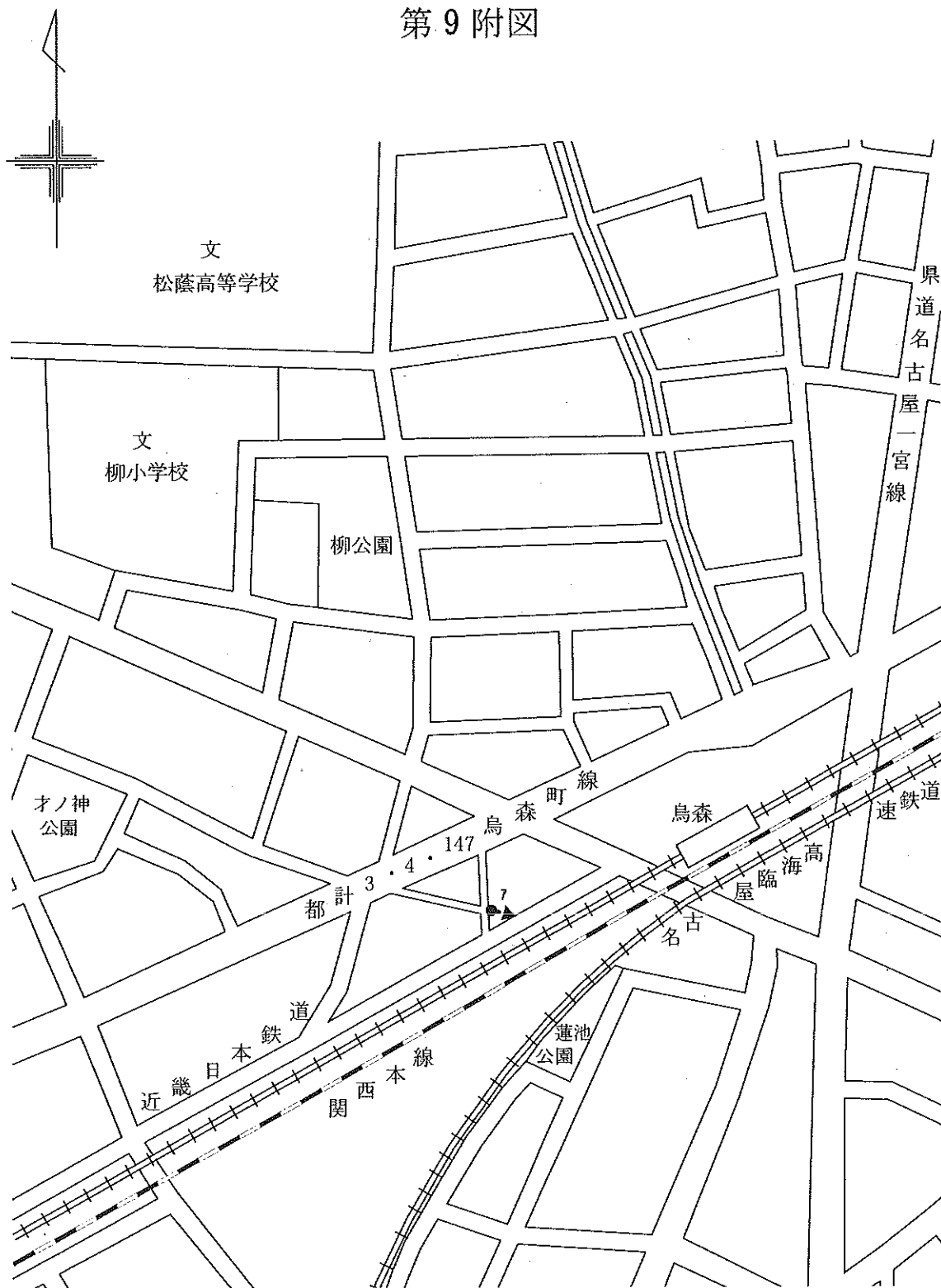
第 8 附図



凡 例

● - - - - -> 一部廃止する路線

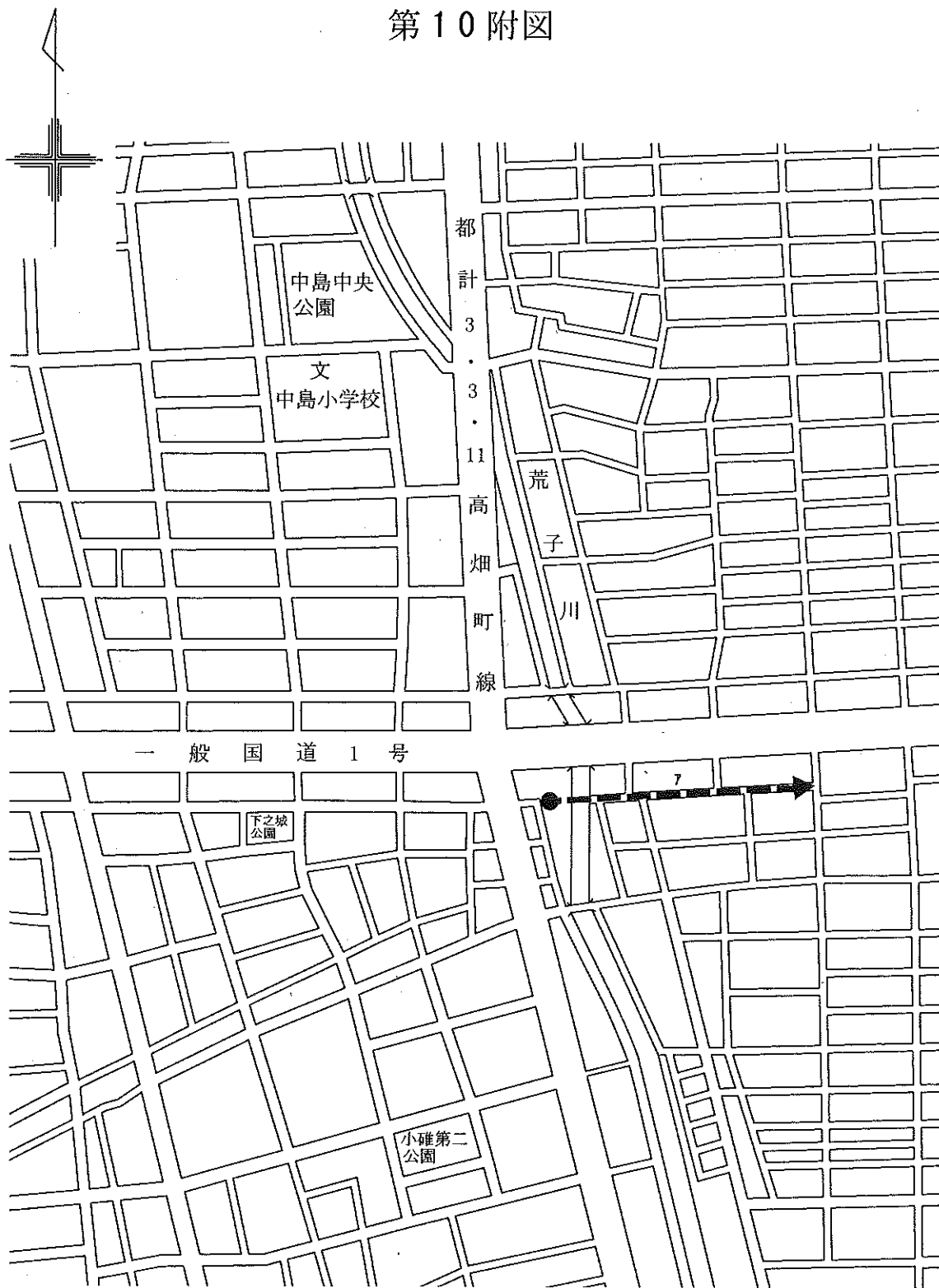
# 第9附図



## 凡例

●---➡ 一部廃止する路線

# 第10附図

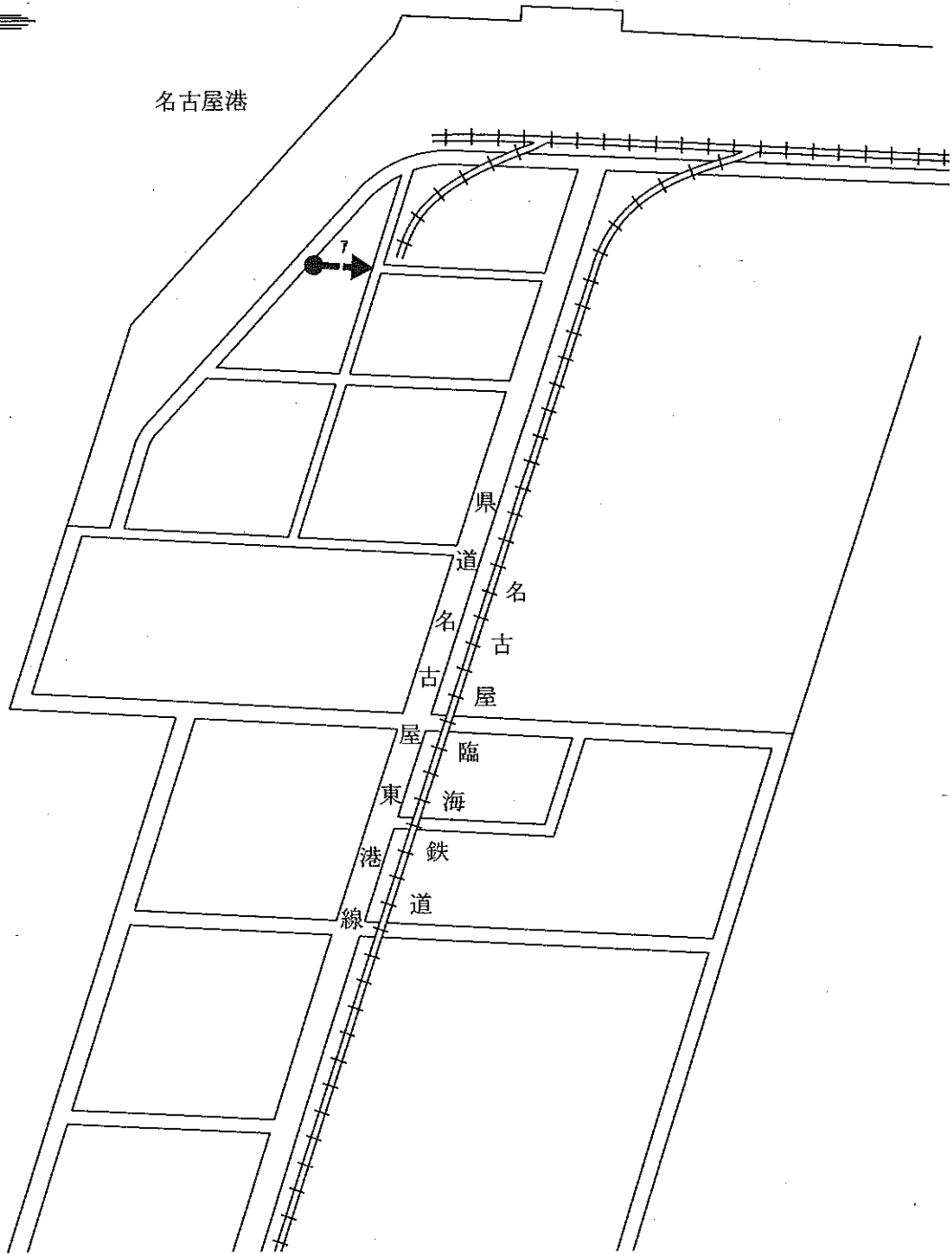
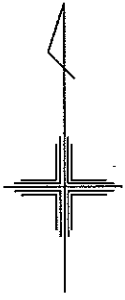


## 凡例

●- - - -> 一部廃止する路線



第 11 附図



凡 例

●---> 一部廃止する路線

第12附図



凡例

➡ 廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }  
4 } (略)  
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

平成30年 9月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名  
東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号  
株式会社日立製作所  
代表執行役 東 原 敏 昭
- 3 訴訟物の価格 443, 236, 904円以内
- 4 請求の趣旨  
原告と被告との間において、別紙債務目録記載の債務が 6, 940, 281, 279円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) を超えて存在しないことを  
確認する。
- 5 請求の原因
  - (1) 原告は、被告との間で陽子線がん治療施設の設計業務、建設業務、運転  
・保守・維持管理業務等を一体とする整備事業（以下「本件事業」とい  
う。）を目的とする契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
  - (2) 本件契約において、被告は、建築物・治療装置等の運転・保守・維持管  
理業務（以下「管理業務」という。）を行い、原告は、その対価として運  
転・保守・維持管理費に相当する金額（以下「サービス購入料」という。）  
を支払うものとされている。
  - (3) しかし、原告の申出による本件事業の一時凍結に加えて、東日本大震災

及び被告のシステム開発の遅延を原因として、建築物・治療装置等の引渡しが遅れたことにより、被告が管理業務を行う期間（以下「管理期間」という。）が契約上の期間よりも短縮されることとなった。

(4) 被告は原告からの管理期間の延長の求めに応じなかったことから、原告と被告との間において、管理期間の短縮に伴うサービス購入料の減額について協議等が行われたが、合意に至らなかった。

(5) よって、被告に対し、短縮された管理期間に係るサービス購入料を支払うべき債務が存在しないことの確認を求めるため、訴えを提起する。

別 紙

債 務 目 録

原告と被告との間で締結された平成20年 9月30日付け陽子線がん治療施設整備事業事業契約書に記載した契約金額のうち、運転・保守・維持管理費相当10,115,393,423円の残額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）（平成30年 9月30日現在）として、原告が被告に支払うべき債務

(理 由)

この案を提出したのは、陽子線がん治療施設に係る建築物・治療装置等の運転・保守・維持管理業務を行う者に対して、短縮された当該業務の期間に係る運転・保守・維持管理費に相当する金額を支払うべき債務が存在しないことの確認を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。





この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。